

2022 年度

札幌市への「精神障がい者福祉に関する要望書」の提出と回答

1. 現行の重度心身障害者医療費助成制度では、精神保健福祉手帳 1 級の人が精神疾患で入院しても精神疾患以外の病気やケガで入院しても入院医療費が助成されません。身体・知的障がいと同様に助成の対象となるようお願い致します。

(理由)

この制度は各市町村が北海道の補助を受けて実施している制度であります。実施の内容については、各市町村が検討することができます。現行の札幌市の助成内容では「医療機関等にかかった時の医療費のうち保険診療の自己負担額を助成します。(精神障がいのある方は入院に係るものを除く)」とあります。精神疾患の人が入院した時には入院医療費助成が受けられず、身体・知的障がいの方との差別につながっています。「障害者基本法」では、精神障がい者は身体・知的障がい者と同じ位置づけになっており、平成 28 年に施行された「障害者差別解消法」では国、自治体は障がいへの合理的配慮が法的義務と定められております。

(回答)

身体・知的・精神の 3 障がいのうち、精神障がいのみ入院を助成対象外としていることは北海道の基準に則したものではありませんが、札幌市として課題と認識しております。

医療費助成制度には、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障がい者医療費助成の 3 つの制度があり、今後のあり方については、他の政令指定都市の状況や事業の持続可能性などを踏まえつつ、3 つの制度を総合的に捉えて検討してまいりたいと考えております。

保) 保険医療部

2. 精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級所持者が精神科以外の他科にかかる場合の医療費についても自立支援医療費と同等の負担で受診できるよう願致します。

(理由)

他科の医療費について家族会員のアンケート結果からも、当事者や家族にとって大きな負担になっています。精神障がい者は強い薬を長期にわたって服用することによる副作用もあり他科を受診することも多くなります。一方で体調が不安定になりやすく一般就労並みの安定した就労を継続することは難しく、身体・知的障がい者に比して収入は大変厳しい状況におかれています。札幌市が財政的に困難であることは理解しておりますが、障害者差別解消法の観点においても、経済的負担を少しでも軽減できるよう他科の受診医療費も自立支援医療費と同等の負担で受診できるよう、今年度も継続し助成制度の充実をお願い致します。

(回答)

重度心身障がい者医療費助成制度について、精神障害者保健福祉手帳 2 級及び 3 級所持者にも拡大すべき、との要望としてご回答いたします。

重度心身障がい者医療費助成制度は、精神障がいの場合、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方のみを対象としています。医療費助成制度には、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障がい者医療費助成の 3 つの制度があり、今後のあり方については、他の政令指定都市の状況や事業の持続可能性などを踏まえつつ、3 つの制度を総合的に捉えて検討してまいりたいと考えております。

保) 保険医療部

3. 各区の精神保健福祉相談員には、精神保健福祉士など有資格者を配置し、専門性のある対応ができる体制を整えてください。また当事者と家族が孤立しないよう、より専門性の高い

対応でこれまで以上に訪問介入を実施してまいりますようお願い致します。

(理由)

昨年は、各区の精神保健福祉相談員が本人や家族へ必要に応じた受診勧奨を行っていただき、今後も訪問指導等による必要な対応を通して、ご本人やご家族の気持ちに寄り添った丁寧で専門性の高い相談対応ができるように努めていただけるとのご回答をいただき、家族会としてとても心強く感謝申し上げます。

札家連で受けております家族相談には、当事者が医療を中断して自宅にこもり、どこにもつながっていないことに悩む高齢のご家族に、いただいた回答のとおり精神保健福祉相談員をご案内させていただきましたが、家族が相談すると「本人に会わないと対応が困難」と言われ当事者本人が勇気を出して相談に訪れても、まず寄り添って話を聴こうとするのではなく、「あなたはどうしたいのか」と相談員に迫られ返答に困り気持ちを伝えられず帰ってきたとの報告もあります。精神障がい以外の障がいより対応の難しさがあるため、障がいの特性を理解し、より専門性の高い知識と、困ったことに寄り添えることができる人材の配置をお願い致します。また精神障がい者が地域で安心して生活するためには、多くの理解者によるアウトリーチ（訪問）の支援が必要です。精神保健福祉相談員が病院や相談支援事業所等との連携を強化し訪問による支援にも力を入れていただけますようお願い致します。

(回答)

各区の精神保健福祉相談員につきましては、主に、保健福祉に関する知識や経験等を有した職員が配置されており、精神保健福祉に関する各種研修等を実施することにより専門性の向上を図り、また、状況に応じて関係部署等と連携して対応しております。

今後、これらの研修等をとおして、相談者の話を傾聴し、悩みや辛い気持ちを受容して信頼関係を構築することの大切さをあらためて学び、一層、相談者に寄り添った対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。また、訪問介入に関しましては、引き続き、御本人や御家族の御理解・御協力のもと、必要に応じ、行ってまいります。貴団体におかれましては、御本人及び御家族に対して、精神保健福祉相談員を適宜御案内いただくとともに、今後も御協力のほどお願い申し上げます。

保) 障がい保健福祉部

4. 障がい者相談支援事業所の増設または、事業所の人員の増員をお願い致します。

(理由)

昨年度も令和2年度に続き相談員が増員され、相談支援体制の充実を図っていただいておりますこと感謝申し上げます。しかし札家連にはまだ相談事業所に相談をしたくても相談までに「1ヶ月はかかる・予約待ち」「留守電にメッセージを入れたが返信がない」と引き続き当事者や家族からの声が届きます。当事者の中には、計画相談以外の話ができないと言われ日常の困りごとの対応は受けられず相談できる人がいない、と困って家族会に相談してくる方もいます。相談事業所のマンパワーが不足していることを実感します。また相談員の賃金の低さは精神的、身体的にも負担になり、良い人材確保ができない現状があるのではないのでしょうか。引き続き相談支援事業所の増設、事業所のスタッフの増員、賃金対応など、相談支援体制の充実をお願い致します。

(回答)

相談支援事業所の相談員数については、相談件数の増加などに対応するため、市内20か所の障がい者相談支援事業所のうち特に相談件数の多い事業所に、平成26年度から令和元年度までに合わせて12名の増員を行っております。さらに、令和2年度からはこれに加えて4名、令和3年度～令和4年度は各年度2名ずつ相談員を増員し、計20名の増員を図っております。今後とも、相談支援体制の充実に向けてまいります。

保) 障がい保健福祉部

5. 障害者差別の解消を進めていく上で望ましいのは、小さいころから理解を深めてもらう啓発活動であります。今年も引続き札幌市が発行された冊子が現場で存分に活用されるよう教職員の研修等にも尽力いただけますようお願い致します。

(理由)

昨年札幌市では、心の健康や精神保健福祉に関する正しい知識の普及のため、様々な取組、また教育委員会と連携し教職員などに対して研修も実施しているとのことご回答をいただき感謝しております。札幌市が配布した冊子「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を通し、児童と保護者、教職員等が正しく学ぶことで差別や偏見をなくし、早期の発見と治療にもつながります。また児童・生徒が就労支援事業所等で障がい者と触れ合う機会を設けることも理解を深められるものと考えます。

(回答)

札幌市では、小学4年生向け「心のバリアフリーガイド・わかりやすい版」及び中学3年生向け「心のバリアフリーガイド・中学生用」を対象学年全員に配布し、学童期や青年前期における、障がいのある方に対する偏見や無理解の解消に向けて、理解促進を図っているところです。各学校においては、学習指導要領に基づき、国や市が作成した補助教材を活用するなどして、社会科や総合的な学習の時間、特別活動において、人権や福祉をめぐる問題に気づき、課題解決に向けて取り組もうとする学習活動を行っております。

今後も、あらゆる差別や偏見をなくし、多様性を認め合い支え合う「人間尊重の教育」の充実に向けて教職員研修の充実にも努めてまいります。

保) 障がい保健福祉部
教) 教職員担当部

6. 精神障がい者に対する公共交通機関(JR/バス)の運賃割引実施に向けて、身体障がい者、知的障がい者と同様に割引制度の適用対象にさせていただきますよう、引き続き交通事業者への働きかけ、並びに財政支援のご検討をお願い致します。
また、地下鉄を利用する際に券売機等を経由せず「記名サピカ」でも直接乗車できるよう使いやすい方法の導入か、あるいは「福祉割引サピカ」への変更をお願い致します

(理由)

札幌市の障がい者交通費助成制度が各政令指定都市と比較し高い水準となっていることに心から感謝申し上げます。しかし、いまだにJRやバスの割引が精神障がい者に適用されていない現状は、障害者差別解消法の観点からも、札幌市が前向きに交通事業者へ働きかけ、あるいは財政支援の検討を行っていただきたくお願い致します。

また、札幌市の地下鉄や市電が半額で乗車できることは当事者や家族がとても喜んでおり感謝の声がたくさん届いております。ほんとうにありがとうございます。感謝しているなか、現在精神障がい者3級の方が交付を受けている「記名サピカ」は、地下鉄を利用の都度券売機を経由しなければなりません。そうしないで済むように身体障がい者3・4級、知的障がいBの人には交付されている「福祉割引サピカ」への切り替えをお願い致します。

(回答)

<運賃割引について>

運賃割引については、各交通事業者の判断と負担において実施されているものであることから、札幌市が現在実施している障がいのある方の交通費助成に加えて運賃割引を目的とした財政支援を行うことは困難な状況です。

札幌市としましては、精神障がいのある方にも運賃割引が適用されるよう、引き続き各交通事業者に理解と協力を求めてまいります。

<地下鉄の利用について>

7. **新型コロナウイルス感染をはじめとする精神障がい者の身体合併症に対する医療体制の充実を継続してお願い致します。**

(理由)

新型コロナウイルスの感染拡大がまだ収まらない中、札幌市ではワクチン接種体制の整備に尽力され、基礎疾患の対象者となる障害手帳所持者が早めに接種を受けられたことや訪問での接種も可能になりましたこと感謝申し上げます。今年も感染をはじめとする身体合併症の心配な状況は変わっていません。薬の服用などで糖尿病や呼吸器系の基礎疾患をもっている者も多く、精神障がい者が精神科以外の他科を受診や入院の際には安心して医療を受けられるよう引き続き、精神科医療施設と一般医療施設の連携促進等、身体合併症対応をしていただけますようお願い致します。

(回答)

新型コロナウイルス感染症にかかる医療体制につきましては、引き続き、精神障がいを有する方が陽性となった場合に備え、精神科を有する医療機関における受入病床の確保や、自宅・施設で療養されている精神障がい患者の健康状態の把握により、当該患者を適切な医療につなげる体制を整備しているところです。

また、医師を対象として、うつ病等に関する診療の知識や技術、精神科等の専門医との連携方法等を習得することを目的とした「かかりつけ医等うつ病対応力向上研修」を、北海道及び北海道医師会と共同で開催してきております。なお、今年度は、より多くの方々に受講いただけるよう、参集とオンラインの同時開催としたところ、昨年比で受講数が増加しております。引き続き、これらの取り組みを通して、身体合併症に対する医療体制の充実に努めてまいります。

保) 保健所

保) 障がい保健福祉部
